

生活交通確保維持改善計画について（報告）

1 趣 旨

路線バスや鉄道などの幹線的な交通に接続するフィーダー交通の確保・維持を目的とした国庫補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の申請に必要となる，生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定（対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日）について報告するもの

2 補助制度の概要

【補助対象路線】

平成24年10月以降に道路運送法第4条に基づく運行を開始した交通不便地域の移動確保を目的とする路線（12地区）

⇒ 国本・篠井・富屋・横川・雀宮・上河内・河内・平石・豊郷・清原南部・姿川・石井が該当

【補助額算定の基本的な考え方】

運行経費から運賃収入を除いた運行欠損額の1／2

※ ただし，市町村毎に補助上限額が設定される。

参考

【補助上限額の試算】

＜補助上限額の基本算定式＞

$$\boxed{\text{基礎額}^{\ast 1} + \text{交通不便地域}^{\ast 2} \text{の人口} \times \text{補助単価}^{\ast 1}}$$

※1 国が年度ごとに金額を設定し，例年10月頃に示される。

※2 地方運輸局長が指定する半径1km以内にバスの停留所や鉄道駅等が存在しない地域

＜今回の対象期間における本市の補助上限額（暫定）＞

期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日）

※ 上記算定式の“基礎額”，“補助単価”は昨年度申請のものを流用

$$\begin{array}{l} \text{基礎額} \quad + \quad \text{交通不便地域の人口} \quad \times \quad \text{補助単価} \\ \boxed{2,000 \text{千円} + 8,159 \text{人（12地区合計）} \times 120 \text{円}} \\ = \underline{\underline{2,979 \text{千円}}} \end{array}$$

3 報告事項

生活交通確保維持改善計画の策定について

【計画の概要】

1 目的・必要性

- ・ 本市では、持続的に発展できるまちづくりの実現に向けて、鉄道やバス、乗合タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークを構築し、公共交通空白地域の解消を目指している。
- ・ 対象地区においては、バス停留所等までの移動が困難なエリアが存在するなど、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保が課題となっており、本事業において生活交通の確保を図るもの

2 事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 1回あたりの平均乗車人数が2.0人以上
- ・ 自治会加入世帯に占める利用登録世帯の割合が、当該地区人口に占める後期高齢者（75歳以上）の人口割合以上

(2) 事業の効果

- ・ 公共交通空白地域の解消
- ・ 高齢者等の通院、買物などの移動手段の確保
- ・ 路線バスや鉄道との連携による広域的な移動利便性の向上

3 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

No.	事業	実施主体
①	運行実績や利用者ニーズなどを的確に把握し、運行計画の見直し等を行うとともに、地域行事に合わせた運行や広報活動に積極的に取り組むなど、地域が運営主体となり利用促進を図る。	地域運営協議会
②	本市が目指す階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、LRTやバス等との連携強化に取り組むとともに、ICカードによる支払いシステムや乗継割引制度、ICTを活用した予約配車システムの普及及び利用促進に取り組むなど、利用者の利便性向上を図る。	地域運営協議会 交通事業者 宇都宮市

4 スケジュール

時期	地域公共交通会議	受託事業者	法定協議会	運輸局
R7.6	生活交通確保維持改善計画(案)の付議, 承認			
	① 協議結果を法定協に報告		報告	
R7.9 頃			② 国へR8計画の認定申請	申請
			認定	③計画の認定
R7.10 ~R8.9		④ 事業の実施		

令和 7 年 6 月 日

(名称) 芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・ 本市では少子・超高齢社会や環境問題に対応し、持続的に発展できるまちづくりを進めて行くためには、これまでの車中心の社会から、車と公共交通が共存した社会への転換を図ることが必要であると考えている。
- ・ このような中、本市の公共交通の現状は、市中心部においては、市を南北に縦断する J R 宇都宮線や東武宇都宮線などの鉄道と併せて路線バス網が整備されている一方で、バス路線が市中心部から郊外に向けて放射状に運行されていることから、郊外に向かうほど、公共交通空白地域が生じている状況である。
- ・ そのため、需要や地域特性に応じて、鉄道やバス、乗合タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークを構築し、公共交通空白地域の解消を目指しているところである。
- ・ 本地区（国本地区・篠井地区・富屋地区・横川地区・雀宮地区・上河内地区・河内地区・平石地区・豊郷地区・清原南部地区・姿川地区・石井地区）においては、地区内を路線バスや鉄道などの既存の公共交通が運行しているものの、停留所等までの移動が困難なエリアが存在するなど、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、本事業において生活交通の確保を図るものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ・ 1 回あたりの平均乗車人数が 2. 0 人以上（令和 6 年度実績 2. 1 人）
- ・ 自治会加入世帯に占める利用登録世帯の割合が、当該地区人口に占める後期高齢者（75 歳以上）の人口割合以上

地域内交通における 1 回あたりの平均乗車人数を 2. 0 人以上とすることで、芳賀・宇都宮地域公共交通計画における公共交通の年間利用者数 3, 4 0 0 万人の目標値達成の一端を担うものとしている。

【芳賀・宇都宮地域公共交通計画 P 6 2 参照】

(2) 事業の効果

- ・ 公共交通空白地域の解消
- ・ 高齢者等の通院、買物などの移動手段の確保
- ・ 路線バスや鉄道との連携による広域的な移動利便性の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 運行実績や利用者ニーズなどを的確に把握し、運行計画の見直し等を行うとともに、地域行事に合わせた運行や広報活動に積極的に取り組むなど、地域が運営主体となり利用促進を図る。(地域運営協議会)
- ・ 本市が目指す階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、LRTやバス等との連携強化に引き続き取り組むとともに、ICカードによる支払いシステムや乗継割引制度、ICTを活用した予約配車システムの普及及び利用促進に取り組むなど、利用者の利便性向上を図る。(地域運営協議会・交通事業者・宇都宮市)

【芳賀・宇都宮地域公共交通計画 P 5 2, 5 6 参照】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表 1 のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・ 地域公共交通確保事業によって運行の維持を図る 1 2 路線について、その運行に係る費用総額は 156,972,718 円であり、その負担について、地域運営協議会は運賃収入
- ・ 利用登録料・自治会支援金・企業協賛金等の収入を得て負担し、宇都宮市は運行経費から地域負担、国庫補助金等を差し引いた差額分を基本として負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 後期高齢化率や乗車率などの数値指標による評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**

※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**【地域間幹線系統のみ】**

※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないため、記載せず。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※車両を取得しないため、記載せず。
(2) 事業の効果
※車両を取得しないため、記載せず。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないため、記載せず。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないため、記載せず。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないため、記載せず。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※貨客混載を取得しないため、記載せず。
(2) 事業の効果
※貨客混載を取得しないため、記載せず。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※貨客混載を取得しないため、記載せず。

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月

- ・ 横川地区におけるよこかわいきいき号の目的施設の追加について
- ・ 国本・篠井・富屋・横川・雀宮・上河内・河内・平石・豊郷・清原南部・姿川・石井地区生活交通確保維持改善計画について
- ・ 宇都宮市地域公共交通会議の開催（開催日：6月5日）
→生活交通確保維持改善計画が承認される

令和7年1月

- ・ 城山地区における城山孝子号目的施設の追加について
- ・ 国本地区におけるくにもとふれあい号目的施設の追加について
- ・ 石井地区におけるスマイル石井号の運行事業者の選定について
- ・ 選挙投票日の臨時運行における目的施設（投票所）の追加について
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- ・ 宇都宮市地域公共交通会議の開催（開催日：1月28日）
→地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について承認される

令和7年6月

- ・ 横川地区におけるよこかわいきいき号の目的施設の追加について
- ・ 国本・篠井・富屋・横川・雀宮・上河内・河内・平石・豊郷・清原南部・姿川・石井地区の国庫補助申請について
- ・ 宇都宮市地域公共交通会議の開催（開催日：6月24日）
→地域公共交通計画別紙が承認される
- ・ 芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会（開催日：6月27日）
→地域公共交通計画別紙について宇都宮市地域公共交通会議において承認された旨報告

19. 利用者等の意見の反映状況

地域の運営組織が主体となり、アンケート調査等により地域ニーズの把握に努めながら運行計画を策定するとともに、運行後も適宜見直しを図り、運行の改善に努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）宇都宮市旭1丁目1番5号

（所 属）総合政策部 交通政策課

（氏 名）主事 遠藤 彩日香

（電 話）028-632-2133

（e-mail）u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、

別 紙

地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・ 9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
宇都宮市	泉タクシー(株)	(1) 国本地区		国本地区		往 km 復 km	294日	2816回			区域運行	②(2)	山王団地入口バス停で地 域間幹線系統船生線と接 続	③
宇都宮市 日光市	泉タクシー(株)	(2) 篠井地区		篠井地区		往 km 復 km	293日	1789回			区域運行	②(2)	石那田バス停で地域間幹 線系統船生線と接続。JR 下野大沢駅で鉄道JR日光 線と接続	③
宇都宮市	泉タクシー(株)	(3) 富屋地区		富屋地区		往 km 復 km	294日	2283回			区域運行	②(2)	山王団地入口バス停で地 域間幹線系統船生線と接 続	③
宇都宮市 さくら市	泉タクシー(株)	(4) 上河内地区		上河内地区		往 km 復 km	292日	5320回			区域運行	②(2)	今里バス停で地域間幹線 系統玉生車庫線と接続。J R氏家駅で鉄道JR宇都宮 線と接続	③
宇都宮市	泉タクシー(株)	(5) 平石地区		平石地区		往 km 復 km	294日	2226回			区域運行	②(2)	ベルモールバス停で地域 間幹線系統真岡線、益子 線と接続	③
	陽東タクシー(株)	(6) 石井地区		石井地区		往 km 復 km	292日	1691回			区域運行	②(2)	ベルモールバス停で地域 間幹線系統真岡線、益子 線と接続	③
宇都宮市 上三川町	宇都宮モビリティサービス(株)	(7) 横川地区		横川地区		往 km 復 km	292日	4084回			区域運行	②(2)	横川西小学校前バス停で 地域間幹線系統石橋線と 接続。JR雀宮駅で鉄道JR 宇都宮線と接続	③
宇都宮市	宇都宮モビリティサービス(株)	(8) 河内地区		河内地区		往 km 復 km	292日	7384回			区域運行	②(2)	下田原交差点バス停で地 域間幹線系統玉生車庫線 と接続。JR岡本駅で鉄道J R宇都宮線と接続	③
宇都宮市	宇都宮モビリティサービス(株)	(9) 豊郷地区		豊郷地区		往 km 復 km	292日	4120回			区域運行	②(2)	豊郷南小学校前バス停で 地域間幹線系統白沢河原 線と接続	③
	宇都宮モビリティサービス(株)	(10) 清原南部地区		清原地区		往 km 復 km	292日	2920回			区域運行	②(2)	鐘山河原バス停で地域間 幹線系統真岡線、益子線と 接続	③
宇都宮市・下野市 壬生町・上三川町	(有)雀タクシー	(11) 雀宮地区		雀宮地区		往 km 復 km	292日	2920回			区域運行	②(2)	雀宮駅入口バス停で地域 間幹線系統石橋線と接続。 JR雀宮駅で鉄道JR宇都 宮線と接続	③
宇都宮市	矢野自動車(株)	(12) 姿川地区		姿川地区		往 km 復 km	288日	5760回			区域運行	②(2)	上欠下バス停で地域間幹 線系統櫛木車庫線と接続。 東武西川田駅で鉄道東武 宇都宮線と接続	③

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宇都宮市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	—
交通不便地域等	8,159

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
8,159	国本・篠井・富屋・上河内・平石・横川・河内・豊郷・清原南部・雀宮・姿川・石井	地方運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
芳賀・宇都宮地域公共交通計画	令和6年6月27日	
芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進計画	令和5年8月26日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)